

居宅介護支援事業所 重要事項説明書

1. 事業所の概要

(1) 名称等

事業所名	池田リハビリテーション病院 居宅介護支援事業所
所在地	富山県黒部市荻生821番地
電話（FAX）	0765-54-5401（0765-54-3921）
E-MAIL	ikeda.reha5401@gmail.com
代表者職及び氏名	管理者 中瀬 知子
事業者指定番号	1670700192
サービスを提供する地域	黒部市および入善町

(2) 職員体制

職種	員数	勤務体制
主任介護支援専門員	1名以上	常勤 / 専従
介護支援専門員	1名以上	常勤 / 専従
管理者 (主任介護支援専門員と兼従)	1名	常勤 / 兼従

(3) 営業時間及び休日

営業時間	月・火・水・金曜日：午前8時～午後5時 木・土曜日：午前8時～12時
休日	木曜日午後・土曜日午後 / 日曜日・祝祭日・お盆・年末年始

○営業時間外は、携帯電話090-1632-5400（輪番制）までお願いします。

(4) 事業所の理念

私達は介護支援専門員として、利用者様の人格を尊重し、公正、公平、中立且つ誠実に支援致します。

(5) 事業所の基本方針

- ・患者様の権利を尊重し、思いやりのある医療・介護サービスを提供します。
- ・地域医療の発展に貢献し、住民の健康増進に寄与します。
- ・職員は向上心を持って研鑽に努め、自己の成長と医療技術の向上を図ります。
- ・安全で清潔、快適な療養環境・職場環境の維持に努めます。
- ・良質な医療を提供し続けるために、効率的で健全な病院経営に努めます。

2. 介護支援専門員による主なサービス内容及び手続きの説明

当事業所は、利用者の同意を得た上で、居宅サービス計画作成の支援を行います。また、居宅において適正なサービスが確保されるように、サービス提供事業者と連絡調整を行なう等、その他必要な便宜を図ります。業務内容は以下のとおりです。

- (1) 利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族と面接相談を行います。そこでの情報や希望をもとに居宅サービス計画の原案を作成します。この原案に基づき、サービスの種類、内容、利用料等について説明の上、利用者の選択により最終的な居宅サービス計画を作成します。
- (2) 居宅サービス計画作成後は、担当者が利用者及び家族と連絡を取りながら、経過の把握に努めます。また、計画に沿ったサービスが提供されるようサービス提供事業者と連絡調整を行います。
- (3) 利用者の状態に変化等があれば、居宅サービス計画の変更、要介護認定区分変更の申請等必要な支援を行います。また、利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合も計画の変更など必要な支援を行います。(新規要介護認定・更新認定申請の援助も同様に行います。)
- (4) 利用者が介護保険施設への入所又は入院を希望した場合、利用者に介護保険施設の紹介その他の支援を行います。

※説明内容にご同意いただければ、契約を締結したのち、ご利用者様等のご希望をもとに居宅サービス計画を作成させていただきます。

3. サービス利用料及び利用者負担

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度により給付されるので利用者負担はございません。ただし、介護サービス計画を受けることについて、予めお住まいの市町村に届け出ていない場合や、介護保険料の滞納により、法定代理受理ができなくなった場合は、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業者からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日お住まいの介護保険の窓口へ提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

【居宅介護支援費】

●居宅介護支援費（Ⅰ）取扱件数45件未満

- ・要介護1又は要介護2 10,860円/月
- ・要介護3又は要介護4又は要介護5 14,110円/月

【加算】

- ・初回加算 3,000円/月
- ・特定事業所加算（Ⅱ） 4,210円/月
- ・特定事業所医療介護連携加算 1,250円/月
- ・ターミナルケアマネジメント加算 4,000円/回
- ・入院時情報連携加算（Ⅰ）※入院当日に情報提供 2,500円/月
- ・入院時情報連携加算（Ⅱ）※入院後翌日又は翌々日に情報提供 2,000円/月
*入院日が日祝日等の場合はそれぞれ翌日
- ・退院退所加算 ※入院または入所期間中1回を限度に
 - （Ⅰ）イ 入院入所先の機関との連携が1回 4,500円/月
 - （Ⅰ）ロ 入院入所先の機関との連携が2回 6,000円/月
 - （Ⅱ）イ 入院入所先の機関との連携が1回（カンファレンス参加） 6,000円/月
 - （Ⅱ）ロ 入院入所先の機関との連携が2回（カンファレンス参加） 7,500円/月
 - （Ⅲ） 入院入所先の機関との連携が3回（カンファレンス参加） 9,000円/月
- ・通院時情報連携加算 500円/月
- ・緊急時等居宅カンファレンス加算（1月に2回を限度） 2,000円/回
- ・介護職員等処遇改善加算 1月につき（居宅介護支援費+加算減算）×21/1000

【減算】

- ・運営基準減算 基本部分×50/100
- ・特定事業所集中減算 -2,000円/月
- ・高齢者虐待防止措置未実施減算 基本部分×1/100
- ・業務継続計画未策定減算 基本部分×1/100

(2) 看取り期におけるサービス利用に至らなかった場合の評価

居宅サービス等の利用に向けて、介護支援専門員が利用者の退院時にケアマネジメント業務を行ったものの、利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討等必要なケアマネジメント業務や給付管理のための準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に扱うことが適当と認められるケースについて、居宅介護支援の基本報酬の算定を行います。

(3) 交通費

介護支援専門員が、通常のサービス地域（黒部・入善）を越える地域に訪問する必要がある場合は、その交通費の実費が必要です。

4. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお問い合わせ下さい。

代表（0765）54－5400 事業所直通（0765）54－5401

(2) サービスの終了

①ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出くださればいつでも解約できます。

②事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等や事業所のやむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介します。

③自動終了（以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。）

- ・ご利用者様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者様の要介護認定区分が、非該当もしくは要支援1・2と認定された場合（この場合、地域包括支援センターの管轄となります。）
- ・ご利用者様がお亡くなりになった場合

④その他

ご利用者様またはその家族等が、事業者や介護支援専門員に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為やハラスメントと判断される行為を行った場合、文書で通知することにより直ちにサービスを終了させていただく場合があります。

5. サービス方針

(1) 事業者は、利用者が自宅において日常生活を営むために必要なサービスを適切に利用できるよう、利用者の心身の状況を勘案して、利用するサービスの種類及び内容、担

当する者等を締結した後、ご利用者様のご希望を基礎として居宅サービス計画を作成させていただきます。

- (2) 居宅介護支援に当たっては、利用者の心身の状況、置かれている環境などに応じて、利用者の選択に基づき、適切なサービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に適用されるよう努力いたします。また、必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成します。
- (3) 居宅介護支援に当たっては、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って提供されるサービスが特定の種類又は特定の事業者に不当に偏ることがないように、複数の事業所を紹介し、公正中立に行います。また、当事業者のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙の通りとします。
- (4) 事業者は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者やその家族、他事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況を把握し、必要に応じて居宅サービス計画の変更、事業者等との連絡調整その他の便宜、提供を行います。
- (5) 事業者は、利用者に関する情報またはサービス提供にあたっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を週に1度開催し、当事業所の利用者もしくは、これから利用しようとする利用者へ安心安全な在宅生活を送って頂くために、情報の収集や共有を行います。
- (6) 事業者は、地域包括支援センター等から支援困難ケースを紹介された場合でも、自ら積極的に受託し、またそのために地域包括支援センターとも連携を密に図っていきます。
- (7) 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又は再発を防止するため、担当者を定め、委員会の開催、指針の整備、定期的に研修を実施し、介護支援専門員へ周知徹底を図ることとします。

6. 秘密保持

当事業者および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。

また、従業員が退職後も在籍中に知り得た利用者ならびに家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。

7. 苦情等申立窓口

当事業所のサービスについて、ご不明の点や疑問、苦情がございましたら、下記の担当者までお気軽にご相談ください。また、ご意見箱での受付もいたしておりますのでご利用ください。責任をもって、調査、改善をさせていただきます。

苦情における事業所外の受付は以下の保険者もしくは市町村までお申し付けください。

苦情相談担当者： 事務長 樋口 克宏 (ひぐち かつひろ)

相談援助担当者： 管理者 中瀬 知子 (なかせ ともこ)

富山県国民健康保険団体連合会苦情相談窓口

住所：富山県富山市下野995-3

電話：076-431-9833

富山県福祉サービス運営適正化委員会

住所：富山市安住町5番21号 富山県総合福祉会館2階

電話：076-432-3280

新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合

住所：富山県黒部市北新199

電話：0765-57-3303

黒部市役所福祉課

住所：富山県黒部市三日市1301

電話：0765-54-2111

魚津市役所社会福祉介護保険係

住所：富山県魚津市釈迦堂1-10-1

電話：0765-23-1148

入善町役場保険福祉課

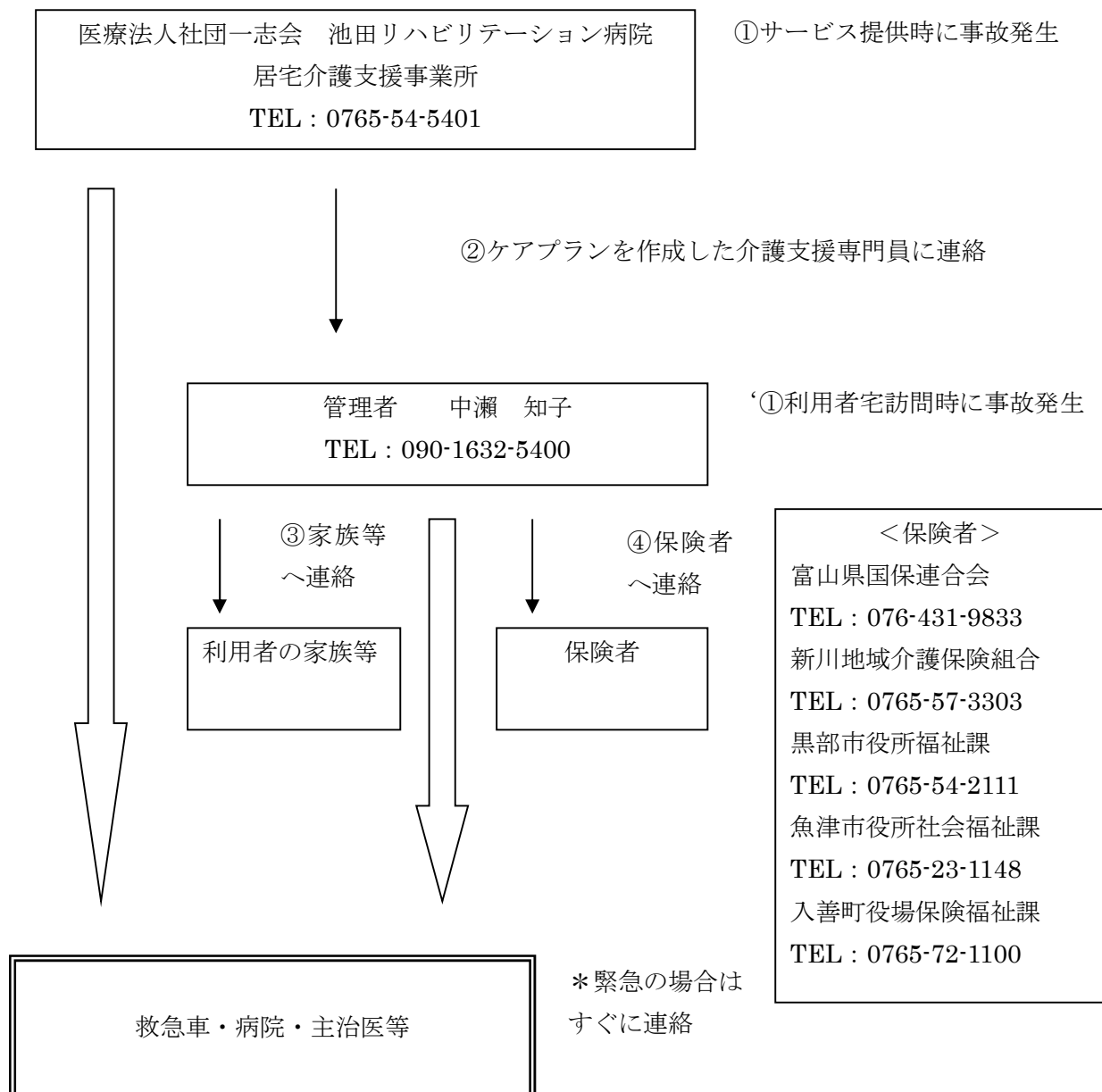
住所：富山県下新川郡入善町入膳423

電話：0765-72-1100

8. 事故発生時の対応について

居宅介護支援事業の提供によって事故が発生した場合及び当事業所の作成したケアプランにより提供を受けたサービスによって事故が発生した場合は、速やかに下記の連絡を取り対応します。

また、当事業所の責めに帰すべき事由によって損害が発生した場合は、事実確認のうえで速やかに損害賠償を検討いたします。



黒部市民病院

TEL : 0765-54-2211

新川地域消防本部・黒部消防署

TEL : 0765-54-0119